

Straight away

IFRS bulletin from PwC

1 November 2013

収益認識－IASBとFASBによる再審議が終了

最新の動向

国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) (以下、「両審議会」) は、収益認識の共同プロジェクトに関して審議し、未決の論点を最終化しました。これらの決定は暫定的であり、変更される可能性があります。今後両審議会が収益について再審議する予定はなく、収益の最終基準は2013年末または2014年始めに公表される見込みです。

主な決定事項は？

売上高または使用量ベースのロイヤルティを含む、変動対価の収益認識の制限

両審議会は、変動対価の見積りについて、国際財務報告基準 (IFRS) では、その金額が重大な収益の戻入れが生じない「可能性が非常に高い (highly probable)」(米国会計基準では「可能性が高い (probable)」) 場合には、取引価格に含めることを確認しました。計上される見積りは、変動対価の合計金額のうちの一部 (すなわち、最低限の金額) であり、その部分が戻入れられない「可能性が非常に高い」場合です。経営者は、各報告期間にこの再評価を行う必要があります。

両審議会は、以前の決定を覆し、知的財産 (IP) のライセンスに係る売上高または使用量ベースのロイヤルティによる収益に関する例外を再導入しました。知的財産のライセンスに係るロイヤルティは、変動性がなくなるまで (すなわち、その後の顧客による売上または使用が発生するまで) 取引価格に含められません。この例外は、その他の売上高または使用量ベースのロイヤルティに関する取り決めには適用されません。

ライセンス

両審議会は、知的財産の使用権を提供するライセンスと知的財産へのアクセスを提供するライセンスという2種類のライセンスに区別するモデルについて決定しました。ライセンスの種類は、概ね、基礎となる知的財産の性質が「動的 (dynamic)」か「静的 (static)」かにより決められます。静的な知的財産のライセンスは、知的財産を使用する権利とみなされ、支配がライセンシーに移転し、ライセンス期間が開始された時点で収益が認識されます。一方、企業の知的財産へのアクセスを顧客に認めるライセンスは、基礎となる知的財産が動的であるため、知的財産へのアクセス時に存在することになり、一定の期間にわたって収益が認識されます。

以下の要件を満たすライセンスは、「動的」といえます。

- ライセンサーが、(契約または慣行に基づき) 顧客が権利を有する知的財産に重要な影響を与える活動に従事する。
- 知的財産に係る活動は、その発生時に、財またはサービスを顧客に移転するものではない。
- ライセンスで付与された権利により、顧客は、その知的財産に係る活動の影響 (プラス面とマイナス面の両方) を直接的に受ける。また、顧客はそれらの影響を受ける意図をもって契約を締結している。

両審議会は、取り決めにおいてライセンスがその他の財やサービスと「区別できる」かどうかを決定するために、企業が5ステップモデルを適用すべきことを強調しました。また両審議会は、最終基準において、追加的にライセンスに関する適用ガイダンスを提供する予定です。



回収可能性

両審議会は、回収可能性の閾値を導入しました。企業は、顧客に移転する財またはサービスと引き換えに権利が与えられる対価を回収する「可能性が高い (probable)」契約に対してのみ、この収益ガイダンスを適用します。この評価は、顧客が支払期限までに支払いを行う能力および意思の両方に基づき、行われます。

回収可能性の閾値の導入により、IFRSに従って報告を行う企業と米国会計基準に従って報告を行う企業との間で差が生じる可能性があります。これは、「probable (可能性が高い)」の定義が、IFRSと米国会計基準では異なるためです。

影響を受ける企業は？

最終基準は、IFRSおよび米国会計基準を適用しているほとんどの企業に影響を与えます。現在、業種別ガイダンスに従っている企業は、最も影響を受けると予想されます。

次のステップは？

最終基準は、2013年末または2014年始めに公表される見込みです。

最終基準は、2017年1月1日以後開始する事業年度に属する最初の期中報告期間より発効し、早期適用が認められます。